

# 財団法人高知県体育協会寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人高知県体育協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、県民の体力づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及奨励及び助成に関すること。
- (2) 競技力及び指導力の向上に関すること。
- (3) スポーツ大会の開催に関すること。
- (4) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (5) 健康、体力及びスポーツに関する調査及び広報に関すること。
- (6) スポーツ施設の調査及び整備・充実にに関すること。
- (7) スポーツ医・科学の普及及び啓蒙に関すること。
- (8) 体育・スポーツに関する表彰に関すること。
- (9) 加盟団体の強化発展及び相互の連絡調整に関すること。
- (10) スポーツ指導者の養成に関すること。
- (11) 国民体育大会への役員及び選手の派遣に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成のために必要な事業

## 第 3 章 加 盟 団 体

(加 盟 団 体)

第 5 条 この法人への加盟団体は、県内の体育団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県を単位とする種目別競技団体
- (2) 県を単位とする学校体育団体
- (3) 地域体育団体
- (4) その他県を単位とする社会体育団体

第 6 条 この法人に加盟しようとする団体は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の過半数の議決を経て加盟することができる。

#### (負 担 金)

第7条 加盟団体は、毎年度、理事会の議決及び評議員会の同意によって定めるところにより負担金を納入しなければならない。

#### (脱 退 等)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会の同意を経なければならない。

2 この法人は、加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき又はこの法人の加盟団体として不相当と認めるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の過半数の議決により、加盟を取り消すことができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

## 第 4 章 資 産 及 び 会 計

#### (資産の構成)

第9条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人の設立及び存続に必要な資産として財産目録に登録された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金及び加盟団体の負担金
- (5) 日本体育協会からの交付金及び委託金
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

#### (資産の種別)

第10条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### (資産の管理)

第11条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て銀行等への定期預金、信託銀行への信託、国債の購入等、安全確実な方法で会長が保管する。

#### (基本財産処分の制限)

第12条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、高知県教育委員会の承認を得て、この一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第13条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第14条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経て、高知県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第15条 この法人の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に高知県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第16条 この法人が資産の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、高知県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第17条 第12条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(特別会計の設置)

第18条 この法人は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員、評議員及び職員

(役員)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事20名以上25名以内（うち、会長1名、副会長若干名、専務理事1名、常務理事若干名とする。）
- (2) 監事2名

2 前項第1号の規定にかかわらず、理事会において、法人の事業遂行上やむを得ない理由があると認めるときは、理事のうち、会長、副会長、専務理事及び常務理事のほか、専務理事代理をおくことができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会で選任し、会長、副会長、専務理事、常務理事及び専務理事代理は、理事の互選により定める。

- 2 理事及び監事は、競技団体、学校体育団体若しくは地域体育団体に属する者、学識経験を有する者又は体育・スポーツに理解のある者のうちから選出する。
- 3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え遅滞なくその旨を高知県教育委員会に届け出なければならない。
- 4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を高知県教育委員会に届け出なければならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第22条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。
- 4 専務理事代理は、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。
- 5 常務理事は、理事会から委任された事項、並びに緊急を要する事項について審議し、常時協会の運営にあたる。
- 6 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は高知県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は第7章の規定にかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員任期)

第24条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第25条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第26条 常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に理事会の議決を経て規程をもって定める。

(評議員)

第27条 この法人には、評議員55名以上70名以内を置く。

- 2 評議員は、加盟団体ごとに推薦された各1名及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者とする。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 体育・スポーツに理解のある者
- 3 前項の規定によって選出された評議員が理事又は監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合には、加盟団体ごとに推薦された者については同項の規定によって、これに代わる評議員を選出する。
- 4 評議員には第24条から第26条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第28条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、必要と認める事項について審議し、助言する。

(事務局及び職員)

第29条 この法人の事務を処理するため事務局を置き、事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は会長が委嘱又は任免する。
- 3 職員（別に指定する者を除く。）は、有給とする。
- 4 会長は、事務局長又は職員を委嘱し、又は任免したときは、理事会に報告するものとする。
- 5 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に理事会の議決を経て規程をもって定める。

## 第6章 名誉会長、最高顧問、顧問及び参与

第30条 この法人には、名誉会長及び最高顧問を置くことができる。

- 2 この法人には、顧問及び参与を置くことができる。
- 3 名誉会長及び最高顧問は、理事会で推薦した者につき、評議員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- 5 名誉会長及び最高顧問はこの法人の運営上特に重要な事項について会長の諮問に応じ、顧問は会長及び理事会の諮問に、参与は理事会の諮問に応ずる。

## 第 7 章 会 議

(理事会の招集)

第31条 理事会は、毎年2回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき又は第23条第4号の規定により監事から招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数及び議決)

第32条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその会議を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合における前2項の規定については、その理事は出席したものとみなす。

(常務理事会)

第33条 常務理事会は、必要があるとき会長が招集する。

2 常務理事会の議長は、専務理事とする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、毎年2回、会長が招集する。評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか理事会又は会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し助言する。

2 第31条及び第32条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、第31条及び第32条中「理事会」とあるのは「評議員会」と「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第35条 理事会及び評議員会については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数、理事会においては理事現在数、出席理事数及び出席理事氏名、評議員会においては評議員現在数、出席評議員数

(書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第 8 章 高知県スポーツ少年団本部

(スポーツ少年団設置の目的及び権限)

第36条 この法人には、高知県スポーツ少年団本部を置く。

- 2 高知県スポーツ少年団本部は、第4条第4号に規定する事業の決定及び実施の権限を有する。
- 3 高知県スポーツ少年団の設置、運営に関する事項及び第4条第4号に規定する事業並びにこれに関連する事項については、別に理事会の議決を経て規程をもって定める。

## 第 9 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第37条 この法人には、第4条の事業を処理するため専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会について必要な事項は、別に理事会の議決を経て規程をもって定める。

## 第 10 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、高知県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第39条 この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、高知県教育委員会の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、高知県教育委員会の許可を得て、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第 11 章 補 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第41条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿並びに履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(運営規程への委任)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、別に理事会の議決を経て規程をもって定める。

附 則

- 1 第20条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、別表のとおりとする。
- 2 この法人の加盟団体は、第6条第1項の規定にかかわらずこの法人設立当初においては、別表のとおりとする。
- 3 この寄附行為は、昭和47年6月16日から施行する。
- 4 従来、高知県体育協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 5 高知県教育委員会の認可のあった日（平成6年7月5日）から平成16年7月23日までの間は、第20条第1号中「理事20名以上25名以内」とあるのは「20名以上30名以内」と読み替えるものとする。
- 6 第7条の規定にかかわらず、市町村体育会連合会は毎年度の負担金を当分の間、免除する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成5年7月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成6年7月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成9年7月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成12年7月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成13年7月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成14年7月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成16年7月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、高知県教育委員会の認可のあった日（平成19年4月3日）から施行する。

附 則 別表1

財団法人 高知県体育協会理事・監事（設立当初）

理 事	(会 長)	大 西 正 男
理 事	(副 会 長)	市 原 芳 郎
理 事	(副 会 長)	河 淵 正 実
理 事	(副 会 長)	西 山 利 平
理 事	(副 会 長)	浜 川 金兵衛
理 事	(専務理事)	吉 永 五 郎
理 事		豊 永 幸 男
理 事		宮 田 建 夫
理 事		梅 原 一
理 事		中 山 淳
理 事		松 岡 孝 澄
理 事		川 添 利 雄
理 事		門 田 勝
理 事		岸 田 裕 康
理 事		幸 崎 勇 吉
理 事		川 崎 秀 雄
理 事		田 原 敏 雄
理 事		松 岡 光 明
理 事		中 川 善 介
理 事		山 本 貢 夫
理 事		藤 村 陽 一
理 事		阿 部 憲 三
監 事		北 村 正
監 事		森 田 幸 雄

附 則 別表2

財団法人 高知県体育協会 加盟団体

高 知 県 水 泳 連 盟

高 知 県 ク レ ー 射 撃 協 会

高 知 陸 上 競 技 協 会

高 知 県 ラ イ フ ル 射 撃 協 会

高 知 県 蹴 球 協 会

高 知 県 剣 道 連 盟

高 知 県 庭 球 連 盟

高 知 県 ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル 協 会

高 知 県 ボ ク シ ン グ 連 盟

高 知 県 山 岳 連 盟

高 知 県 バ レ ー ボ ー ル 協 会

高 知 県 ス キ ー 連 盟

高 知 県 体 操 協 会

高 知 県 ス ケ ー ト 連 盟

高 知 県 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 協 会

高 知 県 ボ ウ リ ン グ 連 盟

高 知 県 ハ ン ド ボ ー ル 協 会

高 知 県 高 等 学 校 体 育 連 盟

高 知 県 自 転 車 競 技 連 盟

高 知 県 中 学 校 体 育 連 盟

高 知 県 軟 式 庭 球 連 盟

高 知 県 小 学 校 体 育 連 盟

高 知 県 卓 球 協 会

安 芸 体 育 会

高 知 県 野 球 協 会

香 美 体 育 会

高 知 県 相 撲 連 盟

土 長 体 育 会

高 知 県 柔 道 協 会

吾 川 体 育 会

高 知 県 ソ フ ト ボ ー ル 協 会

高 知 市 体 育 会

高 知 県 バ ト ミ ン ト ン 協 会

高 岡 体 育 会

高 知 県 弓 道 連 盟

幡 多 体 育 会